

11. 1 学級当たり児童・生徒数

(2005年) (人)

	初等教育			前期中等教育 (普通プログラム)		
	国公立 教育機関	私立 教育機関	国公立・私立 教育機関の合計	国公立 教育機関	私立 教育機関	国公立・私立 教育機関の合計
	1	2	3	4	5	6
オーストラリア	24.0	24.1	24.0	24.5	25.5	24.9
オーストリア	20.0	20.7	20.1	24.1	24.8	24.2
ベルギー (フラン語圏)	m	m	m	m	m	m
ベルギー (フランス語圏)	20.4	21.2	20.8	20.4	m	m
カナダ	m	m	m	m	m	m
チェコ共和国	20.6	16.9	20.5	23.5	21.2	23.4
デンマーク	19.9	16.8	19.5	19.9	18.3	19.7
フィンランド	m	m	m	m	m	m
フランス	m	m	m	23.4	24.8	23.7
ドイツ	22.0	23.1	22.0	24.7	25.8	24.7
ギリシャ	19.6	21.4	19.7	24.5	24.7	24.5
ハンガリー	20.1	19.1	20.0	21.4	21.5	21.4
アイスランド	18.5	13.3	18.4	19.8	12.0	19.7
アイルランド	24.3	m	m	19.7	m	m
イタリア	18.3	19.1	18.3	20.9	21.4	20.9
日 本	28.3	33.7	28.4	33.4	35.7	33.5
韓 国	32.6	32.3	32.6	36.0	34.8	35.7
ルクセンブルグ	15.6	19.2	15.8	19.2	20.6	19.5
メキシコ	19.8	21.9	19.9	30.0	26.4	29.7
オランダ	x(3)	x(3)	22.0	m	m	m
ニュージーランド	m	m	m	m	m	m
ノルウェー	a	a	a	a	a	a
ポーランド	20.6	12.0	20.4	25.1	17.2	24.9
ポルトガル	18.2	21.7	18.5	22.5	23.5	22.6
スロバキア共和国	19.9	19.2	19.8	23.0	22.9	23.0
スペイン	19.4	24.2	20.8	23.8	26.7	24.7
スウェーデン	m	m	m	m	m	m
スイス	19.5	15.4	19.4	19.1	19.1	19.1
トルコ	27.5	16.2	27.2	a	a	a
イギリス	25.8	10.7	24.2	24.3	9.7	22.1
アメリカ合衆国	23.6	19.4	23.1	24.9	19.3	24.3
OECD各国平均	21.7	20.1	21.5	23.8	22.7	24.1

(補注) ① 各教育段階に在籍する児童・生徒数を学級数で除して算出している。各国間の比較を可能にするため特殊教育を除外している。データに含まれるのは普通のプログラムのみであり、また、通常の学級単位でなく少人数に分かれて行われる学習は除外している。

② 10の(補注)も参照。

(出典) OECD『図表でみる教育 2007年版』(インディケータD2:学級規模と教員一人当たり生徒数)

学 級 編 制 基 準

国 名	学校段階	学級編制基準（単式学級）	備 考
日 本	小 学 校 中 学 校 高 等 学 校	〔上限人数〕 40人 40人 〔標準人数〕 40人	○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」 ○左記の数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、児童・生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、左記の標準を下回る基準を定めることができる。 ○「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」 ○左記の数を標準として、学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が定める。ただし、やむを得ない事情がある場合及び学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。
アメリカ合衆国	〔ケンタッキー州の例〕 就学前教育～第3学年 第4学年 第5～6学年 第7～12学年	〔上限人数〕 学級編制基準は、就学前教育を含めたすべての初等中等教育段階について定めている場合のほか、初等教育を中心として特定の学年についてのみ定めるなど、州によって定めている内容が異なる。 24人 28人 29人 31人	ケンタッキー州教育法第157.360条 (Kentucky Revised Statutes, Last Updated June 26, 2007)
イギリス	初等学校 第1～2学年 第3～6学年 中等学校	〔上限人数〕 30人 なし なし	○1998年教育水準・新学校法により導入。 ○第1～2学年以外の学年は従来通り基準はない。
フランス	小学校 中等学校	なし なし	○小学校：教育法典第D.211-9条により、学級編制基準は大学区視学官（県レベルの国民教育省の出先機関）が毎年決定することとされており、全国的な編制基準は設けられていない。 ○中等学校：1985年8月30日付け政令第2条により学級編制は各校の権限とされており、全国的な編制基準は設けられていない。
ドイ ツ	〔ノルトライン・ヴェストファーレン州の例〕 初等教育 基礎学校 第1～4学年 前期中等教育 ハブトシュレ 第5～10学年 実科学校・ギムナジウム	〔標準人数〕 〔範囲〕 24人 18～30人 24人 18～30人	○学校法（2005年2月15日制定、2006年6月27日改正）第93条第2項の施行に関する省令（2005年3月18日制定、2006年5月18日改正）。 ○特別な理由がある場合、左記の「範囲」を上回る、あるいは下回ることが認められる。

	第5～10学年	28人	26～30人	
ロシア連邦	初等・中等学校	〔上限人数〕 25人		○「普通教育機関に関する標準規程」（2001年3月19日ロシア連邦閣僚会議承認）
中国	小学校 中等学校 前期（初級 中学） 後期（高級 中学）	〔標準人数〕 都市部 農村部 40～45人 適宜設定 45～50人 45～50人		○教育部2002年6月26日付通知 ○左記の数値を参考に，省，自治区，直轄市が定める。
韓国	初等学校 中学校 高等学校	なし		○初等・中等教育法施行令第51条の規定により学級編制基準は，地方教育庁の長である教育監が決定する。